

## 住民投票条例 9月議会に突如3回目の提案

# 署名数要件を答申より高いハードル設定 中身より制定急ぐ

明石市は7日から始まった9月市議会に、3回目になる「住民投票条例」案を提案しました。2010年4月に施行された自治基本条例に制定を明記した“究極の市民参画”とも言われる常設型の住民投票条例だが、2015年12月議会では「全会一致」で否決、昨年3月議会に再度提出したが自民党真誠会と公明党が反対して否決された。

自治基本条例施行後10年を超えて制定されていないという“違憲状態”を打開するために3度提案したものの、今回の提案の内容は条例の検討委員会が1年半がかりで審議して答申した内容と比べて、主要項目の中でも最も重要な「住民投票実施の請求に必要な署名数要件」が「8分の1」から「6分の1」へと、請求のハードルを高くしている。

### 署名数要件「8分の1」の先駆的答申を「6分の1」に勝手に変更、請求しにくい条例へ

初回提案時も条例案のパブコメでは「8分の1」になっていたものを、議案提出直前に市長の指示で「6分の1」に改ざんされ、答申通りの制定を求める議員と条例の制定に否定的な議員が“呉越同舟”する形で否決になった。昨年3月の提案は「在住外国人の投票資格」を外したものの、他の要件は答申通りに提案していた。

この条例案を答申した検討委員会は、2013年に明石市としては異例の「条例による諮問機関」として議会の議決によって発足しただけに、答申の重みは大きい。過去2回の審議でも議会内では賛否が割れていたが、答申と異なる意見を出す議員や会派と答申通りの条例を求める

議員や会派の間で、「8分の1」と「6分の1」を議論した検討委員会審議経過について議論されることがないまま、賛否だけが問われた。

市も提案の度に答申と議会の多数派との間を行き来するだけで、提案の根拠について突っ込んだ議論を行わないまま、今回はとりあえず条例制定の実績づくりだけを狙ったとしか言えない。表向きは「国がリコール署名などでの押印を廃止した」ことを挙げているが、押印不要も含めて答申の「先駆性」を軽視していることになる。

(裏面に詳細記事)

## 市民参画研究会を発足 9月18日に第1回研究会を開催

住民投票条例が10年間も成立しない状態に加えて、自治基本条例に定めた「市政への市民参画」が近年ないがしろにされることが増えている問題を究明し、明石市の市民参画システムの改善課題を提案するために、市民自治あかしは「市民参画システム研究会」を発足することになりました。

第1回会合を9月18日(土)午後3時~5時、明石駅前のアスパア明石8階の市民活動支援センター・スペースA Bで開催します。どなたでも参加できます。自由にお越しください。

### 空洞化している「市民参画」制度を検証しよう！！

日時 2021年9月18日(土)午後3時~5時 アスパア明石8階 スペースAB

テーマ 明石市の市民参画の仕組みの課題と見直しの方向

※事前申し込みは不要。どなたでも参加できます。当日会場にお越しください。

## 市民まちづくり連続講座 in 明石 2021年の講座開催計画

回	日 時	テーマと内容	会 場
29	10月31日(土)	「水と緑のネットワークで自然豊かな明石を見つめよう」	ウイズ あかし 8階グリーンスペース
30	11月20日(土)	次期総合計画 (SDGs推進計画) をどう共有するか(出前講座)	ウイズ あかし 8階グリーンスペース

※8/29、9/18の講座は、コロナ感染緊急事態宣言を配慮し中止、延期しました。今後も日程の変更があるかもしれませんので、ご注意ください。

# コロナ感染爆発下、首相辞任表明で政治空白

## 医療崩壊、暮らしと生業破綻、コロナ無策

新型コロナウイルスはついに、連日全国で1万超、2万超の新たな感染者を生み出し、コロナ患者はもちろん一般医療の救急患者が入院できないまま自宅で死亡する人が相次ぐ「医療崩壊」が、現実のものになっています。今年1月から3回におよぶ緊急事態宣言は延べ7ヵ月、前後のまん延防止措置適用期間も含めるとほぼ9ヵ月間、営業自粛や外出自粛を強いられる暮らしを送ってきました。明石市内でも8月半ば以降連日30~50人台の新

## 11月の衆院選、政治の転換へ投票に行こう

規感染確認者を数え、3月5日時点で陽性確認者累計3400人を超え、死者は60人に達しています。

挙句に、緊急事態対応の舵を取る首相が政権を投げ出し辞任表明をするなど、この国の政治は危機的状態に陥っています。11月に予想される4年ぶりの衆院選では、この危機的状況を突破し、市民の命と暮らしを守れる政治を回復する投票をしたいものです。これまででない危機を脱するために政治の転換を求めて投票しましょう。

## 3度目の住民投票条例の提案 焦点はどこにあるのか？

### 条例の趣旨と制定への経緯

明石市が制定しようとしている住民投票条例は「常設型」で、市民が住民投票で決めて欲しいとする場合に、請求内容が条例に定めた趣旨に沿った場合には既定の署名数を集めて手続きをすれば、議会の議決なしに市長が住民投票を実施できるもの。したがって、一定期間内に数万の署名を収集しなければならないために、できるだけそのハードルを低くしておかないと、制度はあっても「使えない」「使いにくい」制度になりかねない。

そうした議論を踏まえて、議会が条例によって設置した同条例検討委員会が1年半にわたる審議を経て2014年9月に答申した。

### 9月議会の審議を傍聴しよう

条例案は9月14日から3日間行われる本会議の一般質問や、22日(水)10時~の総務常任委員会にて審議される。

これまでの提案では、賛否両論ありながら、議会内でも対立する主要4項目とくに署名数要件や在住外国人の投票権について、答申の重みや中身に関する議論が行われていない。傍聴してしっかり見極めよう。

### 条例案「答申」の主要4項目と条例提案内容の推移

住民投票条例検討委員会の答申 主要4項目	2015/12	2020/3	2021/9
① 請求に必要な署名数要件 有権者数の1/8	6分の1	8分の1	6分の1
② 投票資格 18歳以上の住民。在住外国人含む	含む	含まず	含まず
③ 署名の収集期間は2ヵ月	2ヵ月	2ヵ月	2ヵ月
④ 署名簿への署名に押印は不要	不要	不要	不要

#### ◇2015年12月議会の提案と審議

答申から1年を経ての条例案は10月にパブリックコメントに付された。市民の意見を求めた原案は「答申」通りのものが公表され、署名数要件に異論はなかったが、11月下旬に議会へ議案が提出される直前に「6分の1」に改ざんされた。市長は議会の承認を得るためと提案後説明したが、改ざんに反対する議員・会派と在住外国人への投票権付与等に反対する立場の異なる議員が「異議同舟」する形で全会一致で否決した。

#### ◇2020年3月議会の提案と審議

当分再提案しないとしていたが、2019年12月議会の閉会挨拶の中で泉市長が翌年3月議会に再提案することを突然表明し、3月議会に提案された。今度は外国人条項を除いて答申通りの内容で提案したが、署名数の内容や外国人の投票を外したことに反対する真誠会と公明党の反対で否決された。

#### ◇今回の3度目の提案

菅政権の下で行政のデジタル化推進と関連して「押印廃止」が進み、リコール署名への押印も廃止になったことから答申の先駆性が認められた。しかし、肝心の署名数要件は議会多数派の賛成を得るために再び「6分の1」にハードルを上げる提案になった。市は住民投票条例が未だに制定されないという「違憲状態」を解消することを優先し、中身を二の次にしたようだ。

#### ◇条例検討委員会答申の重み

これまでの経緯の中で、諮問機関を異例の条例設置委員会にして市も議会も検討委員会に答申を委ねた重みを軽視しているのではないかと。議会審議の中では、答申内容を否定するのに中身を議論せずに結論だけを優先させた。